

令和5年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針	<p>駐車監視員は、下記の路線、地域を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。</p> <p>なお、必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所において放置車両の確認等を実施する。</p>								
活動路線	<p>◎ 最重点路線</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線（区間）</th> <th style="text-align: center;">重点時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 国道278号 松風交差点から JR 函館駅前交差点までの間及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> </tbody> </table>	路線（区間）	重点時間帯	国道278号 松風交差点から JR 函館駅前交差点までの間及びその周辺	5時～22時				
	路線（区間）	重点時間帯							
	国道278号 松風交差点から JR 函館駅前交差点までの間及びその周辺	5時～22時							
	<p>◎ 重点路線</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線（区間）</th> <th style="text-align: center;">重点時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 国道5号 五稜郭跨線橋から函館駅前交差点までの間及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 道道五稜郭公園線 新世橋から国道5号交差点までの間及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 道道函館南茅部線 松風交差点から昭和橋までの間及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> </tbody> </table>	路線（区間）	重点時間帯	国道5号 五稜郭跨線橋から函館駅前交差点までの間及びその周辺	5時～22時	道道五稜郭公園線 新世橋から国道5号交差点までの間及びその周辺	5時～22時	道道函館南茅部線 松風交差点から昭和橋までの間及びその周辺	5時～22時
	路線（区間）	重点時間帯							
	国道5号 五稜郭跨線橋から函館駅前交差点までの間及びその周辺	5時～22時							
道道五稜郭公園線 新世橋から国道5号交差点までの間及びその周辺	5時～22時								
道道函館南茅部線 松風交差点から昭和橋までの間及びその周辺	5時～22時								
活動地域	<p>◎ 最重点地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域</th> <th style="text-align: center;">重点時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 函館朝市・金森倉庫地区 若松町7番から15番、大手町3番から11番 大手町18番から22番、豊川町7番から15番 豊川町22番から27番、末広町9番から16番、23番 及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> </tbody> </table>	地域	重点時間帯	函館朝市・金森倉庫地区 若松町7番から15番、大手町3番から11番 大手町18番から22番、豊川町7番から15番 豊川町22番から27番、末広町9番から16番、23番 及びその周辺	5時～22時				
	地域	重点時間帯							
	函館朝市・金森倉庫地区 若松町7番から15番、大手町3番から11番 大手町18番から22番、豊川町7番から15番 豊川町22番から27番、末広町9番から16番、23番 及びその周辺	5時～22時							
	<p>◎ 重点地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域</th> <th style="text-align: center;">重点時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 函館市役所地区 新川町1～4番、若松町1～6番、若松町16～30番、 松風町3～11番、松風町16～20番、東雲町3～7番、 東雲町12～18番、旭町3～10番、栄町5～12番 大手町1～2番、大手町12～17番 及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 函館公園地区 豊川町1～6番、豊川町16～21番、東川町9～14番 東川町22～25番、青柳町1～29番、谷地頭9～12番 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> </tbody> </table>	地域	重点時間帯	函館市役所地区 新川町1～4番、若松町1～6番、若松町16～30番、 松風町3～11番、松風町16～20番、東雲町3～7番、 東雲町12～18番、旭町3～10番、栄町5～12番 大手町1～2番、大手町12～17番 及びその周辺	5時～22時	函館公園地区 豊川町1～6番、豊川町16～21番、東川町9～14番 東川町22～25番、青柳町1～29番、谷地頭9～12番	5時～22時		
地域	重点時間帯								
函館市役所地区 新川町1～4番、若松町1～6番、若松町16～30番、 松風町3～11番、松風町16～20番、東雲町3～7番、 東雲町12～18番、旭町3～10番、栄町5～12番 大手町1～2番、大手町12～17番 及びその周辺	5時～22時								
函館公園地区 豊川町1～6番、豊川町16～21番、東川町9～14番 東川町22～25番、青柳町1～29番、谷地頭9～12番	5時～22時								

谷地頭22～25、宝来町3～12番、宝来町21～24番 宝来町33～34番 及びその周辺	
元町公園地区 元町全域、弥生町全域、大町1～9番、弁天町1～19番 末広町1～8番、末広町17～22番 及びその周辺	5時～22時

函館方面函館西警察署